農林中央金庫

農林債の売出公告の訂正

次の農林債にかかる売出公告について、別紙のとおり訂正をいたします。

2023年1月30日付農林債の売出公告 B第952号農林債(利子一括払)(財形) 2023年2月28日付農林債の売出公告 B第953号農林債(利子一括払)(財形) 2023 年 3 月 28 日付農林債の売出公告 B第954号農林債(利子一括払)(財形) 2023年4月28日付農林債の売出公告 B第955号農林債(利子一括払)(財形) 2023年5月29日付農林債の売出公告 B第956号農林債(利子一括払)(財形) 2023年6月28日付農林債の売出公告 B第957号農林債(利子一括払)(財形) 2023年7月28日付農林債の売出公告 B第958号農林債(利子一括払)(財形) B第959号農林債(利子一括払)(財形) 2023年8月28日付農林債の売出公告 2023年9月28日付農林債の売出公告 B第960号農林債(利子一括払)(財形)

	訂正後		訂正前
	農林債の売出公告		農林債の売出公告
1 農林債の名称	B第 952 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称	B第 952 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保</u> 護預りとなります。	2 発行の方法	売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農林債の総額	200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農林債の総額	200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額	1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円 の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額	1万円
5 利率および利息の 計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。	5 利率および利息の 計算方法	年 0.01 %の半年複利により計算します。
6 発 行 価 額 (売出価額)	額面 1 万円につき 10,000 円	6 発 行 価 額 (売出価額)	額面 1 万円につき 10,000 円
7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額	額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 期限	元金は、令和 10 年 2 月 27 日に償還します。ただし、 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 期限	元金は、令和 10 年 2 月 27 日に償還します。ただし、 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5年2月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5年2月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 および期限	利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5年2月27日までの利息は365日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5年2月28日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所	農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所	農林中央金庫本店
11 売 出 期 間	令和 5年1月30日から令和 5年2月27日まで	11 売 出 期 間	令和 5年1月30日から令和 5年2月27日まで
12 払込資本金および 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	6,261,970,363,108 円 (令和 4年 12月 31日 現在)	12 払込資本金および 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	6,261,970,363,108 円 (令和 4年 12月 31日 現在)
13 未償還の農林債 の総額	416,777,206,026 円 (令和 4年 12月 31日 現在)	13 未償還の農林債 の総額	416,777,206,026 円 (令和 4年 12月 31日 現在)
令和 5年1月3		令和 5 年 1 月 30	
	農林中央金庫		農林中央金庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 953 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 953 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保</u> 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円</u> の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 3 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 3 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 3 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 3 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 3 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 3 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5年2月28日から令和 5年3月27日まで	11 売 出 期 間 令和 5年2月28日から令和 5年3月27日まで
12 払込資本金および 6,261,849,889,551 円 (令和 5 年 1 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,261,849,889,551 円 (令和 5 年 1 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 402,301,611,469 円 (令和 5 年 1 月 31 日 現在) の総額	13 未償還の農林債 402,301,611,469 円 (令和 5 年 1 月 31 日 現在) の総額
令和 5 年 2 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 2 月 28 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 954 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 954 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として発行し、当金庫の保 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないときは、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 1万円、100万円、500万円および1,000万円 の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 4 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 4 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 4 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 4 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の および期限 翌日から令和 5 年 4 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 4 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5年3月28日から令和 5年4月27日まで	11 売 出 期 間 令和 5年3月28日から令和 5年4月27日まで
12 払込資本金および 6,210,993,369,774 円 (令和 5 年 2 月 28 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,210,993,369,774 円 (令和 5 年 2 月 28 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 404,061,911,363 円 (令和 5 年 2 月 28 日 現在) の総額	13 未償還の農林債 404,061,911,363 円 (令和 5年2月28日現在) の総額
令和 5 年 3 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 3 月 28 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 955 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 955 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として発行し、当金庫の保 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金専用の農林債として発行します。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円</u> <u>の5種とし、債券を発行します。</u>	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売 出 価 額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 5 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 5 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の翌日から令和 5 年 5 月 27 日までの利息は 365 日の日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 5 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により償還期日に一括して支払います。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 5 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 5 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5 年 4 月 28 日から令和 5 年 5 月 26 日まで	11 売 出 期 間 令和 5年4月28日から令和 5年5月26日まで
12 払込資本金および 6,209,761,891,460 円 (令和 5 年 3 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,209,761,891,460 円 (令和 5 年 3 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 455,034,447,990 円 (令和 5 年 3 月 31 日 現在) の総額	13 未償還の農林債 455,034,447,990 円 (令和 5 年 3 月 31 日 現在) の総額
令和 5 年 4 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 4 月 28 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 956 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 956 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保</u> <u>護預りとなります</u> 。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円</u> の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 6 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 6 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 6 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 6 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 6 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 6 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5年5月29日から令和 5年6月27日まで	11 売 出 期 間 令和 5 年 5 月 29 日から令和 5 年 6 月 27 日まで
12 払込資本金および 6,240,425,130,786 円 (令和 5 年 4 月 30 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,240,425,130,786 円 (令和 5 年 4 月 30 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 の総額 446,710,313,666 円 (令和 5 年 4 月 30 日 現在)	13 未償還の農林債 446,710,313,666 円 (令和 5 年 4 月 30 日 現在) の総額
令和 5 年 5 月 29 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 5 月 29 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 957 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 957 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保</u> 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、100万円、500万円および1,000万円</u> の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 7 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 7 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の および期限 翌日から令和 5 年 7 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 7 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 7 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 7 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5年6月28日から令和 5年7月27日まで	11 売 出 期 間 令和 5年6月28日から令和 5年7月27日まで
12 払込資本金および 6,240,336,241,327 円 (令和 5 年 5 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,240,336,241,327 円 (令和 5 年 5 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 450,808,205,324 円 (令和 5 年 5 月 31 日 現在) の総額	13 未償還の農林債 450,808,205,324 円 (令和 5 年 5 月 31 日 現在) の総額
令和 5 年 6 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 6 月 28 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 958 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 958 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行し、当金庫の保</u> 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円</u> の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売 出 価 額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 8 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 8 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 8 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 8 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 8 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 8 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5 年 7 月 28 日から令和 5 年 8 月 25 日まで	11 売 出 期 間 令和 5年7月28日から令和 5年8月25日まで
12 払込資本金および 6,175,950,360,908 円 (令和 5 年 6 月 30 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,175,950,360,908 円 (令和 5 年 6 月 30 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 453,747,246,484 円 (令和 5 年 6 月 30 日 現在) の総額	13 未償還の農林債 453,747,246,484 円 (令和 5 年 6 月 30 日 現在) の総額
令和 5 年 7 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 7 月 28 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 959 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 959 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として発行し、当金庫の保 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、10万円、100万円、500万円および1,000万円</u> <u>の5種とし、債券を発行します。</u>	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 9 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 9 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 9 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 9 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 9 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 9 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5年8月28日から令和 5年9月27日まで	11 売 出 期 間 令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 9 月 27 日まで
12 払込資本金および 6,175,909,089,560 円 (令和 5 年 7 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,175,909,089,560 円 (令和 5 年 7 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 の総額 433,791,833,178 円 (令和 5 年 7 月 31 日 現在)	13 未償還の農林債 433,791,833,178 円 (令和 5 年 7 月 31 日 現在) の総額
令和 5 年 8 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 8 月 28 日 農 林 中 央 金 庫

訂正後	訂正前
農林債の売出公告	農林債の売出公告
1 農林債の名称 B第 960 号農林債(利子一括払)(財形)	1 農林債の名称 B第 960 号農林債(利子一括払)(財形)
2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として発行し、当金庫の保 護預りとなります。	2 発 行 の 方 法 売出の方法によります。ただし、確定拠出年金法に基づ く確定拠出年金専用の農林債として <u>発行します</u> 。
3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。	3 農 林 債 の 総 額 200 億円。ただし、売上総額が 200 億円に達しないとき は、売上総額をもって農林債の総額とします。
4 各農林債の金額 <u>1万円、100万円、100万円、500万円および1,000万円</u> の5種とし、債券を発行します。	4 各農林債の金額 <u>1万円</u>
5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法	5 利率および利息の 年 0.01 %の半年複利により計算します。 計算方法
6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)	6 発 行 価 額 額面 1 万円につき 10,000 円 (売出価額)
7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円	7 償 還 金 額 額面 1 万円につき 10,000 円
8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 10 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。	8 償還の方法および 元金は、令和 10 年 10 月 27 日に償還します。ただし、 期限 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に これを繰り上げます。 当金庫はいつでも買入消却をすることができます。
9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 10 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 10 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。	9 利息支払の方法 利息は、発行日の翌日から償還期日までつけ、発行日の 翌日から令和 5 年 10 月 27 日までの利息は 365 日の 日割計算により発行のときに支払い、令和 5 年 10 月 28 日から償還期日までの利息は半年複利計算により 償還期日に一括して支払います。 ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるとき は、その前日にこれを繰り上げます。 償還期日後は利息をつけません。
10 元利金支払場所 農林中央金庫本店および国内支店	10 元利金支払場所 農林中央金庫本店
11 売 出 期 間 令和 5年9月28日から令和 5年10月27日まで	11 売 出 期 間 令和 5年9月28日から令和 5年10月27日まで
12 払込資本金および 6,175,882,891,159 円 (令和 5 年 8 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額	12 払込資本金および 6,175,882,891,159 円 (令和 5 年 8 月 31 日 現在) 農林中央金庫法第 60条に規定する準 備金の合計額
13 未償還の農林債 436,791,451,782 円 (令和 5 年 8 月 31 日 現在) の総額	13 未償還の農林債 436,791,451,782 円(令和 5 年 8 月 31 日 現在) の総額
令和 5 年 9 月 28 日 農 林 中 央 金 庫	令和 5 年 9 月 28 日 農 林 中 央 金 庫